

代理店研修会資料

S O M P O ひまわり生命 コンプライアンス部

現金や小切手の領収はできません！ 保険料の素預かりは重大な不祥事故です！！

■「保険料素預かり」事故の例 ■

- ① A 募集人は、契約を早く成立させるために、素預かりはいけないこととわかっていたが保険料を預かった。銀行の A T M から会社に振り込む際に契約者の名前を間違えてしまったことから、素預かりが発覚した。
- ② B 募集人は、月末であったため契約が失効にならないようお客さまから保険料を預かった。自分と家族の契約数件と合わせてコンビニで振り込んだ際、お客さまの払込票のスキャンが漏れてしまい、結局失効してしまった。

お客さまに代わり保険料を振り込む行為はお客さまサービスではありません。それどころか契約成立や保険料計上の処理遅延、不祥事故の事情確認調査などかえってお客さまにご迷惑をおかけすることになる行為であることを認識し、いかなる理由があろうとも絶対に行ってはいけません。

※保険料を一時的でも他の用途で使用した場合、「費消・流用」として募集人は「登録抹消」処分となります！



★ 保険料を受領しないことのメリットを改めて確認しましょう ★

保険料をお客さまにお振込みいただくことでこんなメリットが生まれています。

- 代理店での現金・小切手の管理がなくなり、当社への保険料送金遅延もなくなります。
- 保険料領収証の管理がなくなり、紛失リスクや保険料領収証管理事務が削減できます。
- 事務削減でできた時間を、営業やアフターフォローなどさまざまな活動に活用できます。



私製や市販の領収証等の使用も素預かりと同じです。



絶対ダメ！！

※保険料素預かりは**不祥事故**となり、代理店・募集人処分基準により処分対象となります。